

○薩摩川内市障害者社会参加支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項及び薩摩川内市地域生活支援事業実施要綱（平成18年告示第384号）第2条第2項第6号の規定に基づき、障害者の社会参加を支援する事業（以下「事業」という。）を実施し、障害者がスポーツ、芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を支援することを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は薩摩川内市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切に運営することができると思える団体等に対し、委託することにより実施することができる。

(事業の内容)

第3条 事業種類、内容は次に掲げる通りとする。

(1) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流等を促進するため、各種スポーツ教室や障害者スポーツ大会等を開催する。

(2) 文化芸術活動振興事業

障害者の文化芸術活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

(3) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者が分かりやすく情報を入手できるよう、点訳、音声訳等により、市広報、事業の紹介、生活情報などを提供する。

(4) 奉仕員養成研修事業

手話、点訳又は朗読に必要な技術を習得した手話奉仕員等を養成するため、研修を行う。

(5) 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障害者の社会参加を進めるため、自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用の一部を助成する。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。